

平成27年12月15日 開会

平成27年12月 日 閉会

平成27年第4回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

議案第1号	江差町個人番号利用条例の制定について……………	P 1
議案第2号	江差町税条例の一部を改正する条例について……………	P 7
議案第3号	江差町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について……	P 9
議案第4号	平成27年度江差町一般会計補正予算（第9号）について……………	P 11
議案第5号	平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）につ いて……………	P 35
議案第6号	平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算（第4号）について……	P 49
議案第7号	工事請負契約の一部変更について……………	P 61
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	P 63
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	P 65
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	P 67

議案第 1 号

江差町個人番号利用条例の制定について

江差町個人番号利用条例を、次のように定める。

平成 27 年 12 月 15 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)の施行に伴い、条例を定めるもの。

江差町個人番号利用条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事 務
町 長	子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第20号）の規定による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
町 長	重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第33号）の規定による重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
町 長	江差町社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業に関する事務であって規則で定めるもの
町 長	江差町介護用品給付費支給事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	利用事務	特定個人情報
町 長	子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第20号）の規定による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (6) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの (7) 重度ひとり親関係情報であって規則で定めるもの
町 長	重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第33号）の規定による重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (6) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの (7) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (8) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (9) 子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
町 長	江差町社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

町 長	江差町介護用品給 付費支給事業に関 する事務であって 規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
町 長	児童福祉法による 障害児通所給付費、 特例障害児通所給 付費、高額障害児通 所給付費、肢体不自 由児通所医療費、障 害児相談支援給付 費若しくは特例障 害児相談支援給付 費の支給、障害福祉 サービスの提供、保 育所における保育 の実施若しくは措 置又は費用の徴収 に関する事務であ って規則で定める もの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (6) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (7) 特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの (8) 自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
町 長	地方税法その他の 地方税法に関する 法律及びこれらの 法律に基づく条例 による地方税の賦 課徴収又は地方税 に関する調査に関 する事務であって 規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (6) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (7) 年金給付関係情報であって規則で定めるもの
町 長	公営住宅法よる公 営住宅の管理に関 する事務であって 規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
町 長	国民健康保険法に よる保険給付の支 給又は保険料（保険 税）の賦課徴収に関 する事務であって 規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (5) 年金給付関係情報であって規則で定めるもの

町 長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (6) 年金給付関係情報であって規則で定めるもの
町 長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (5) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの (6) 年金給付関係情報であって規則で定めるもの
町 長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
町 長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (6) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (7) 年金給付関係情報であって規則で定めるもの
町 長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの

備考 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- 1 住民票関係情報
住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項
- 2 地方税関係情報
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する情報
- 3 医療保険給付関係情報
医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律 128 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
- 4 生活保護関係情報
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報
- 5 障害者関係情報
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報
- 6 児童手当関係情報
児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報
- 7 重度ひとり親関係情報
重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
- 8 児童扶養手当関係情報
児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報
- 9 介護保険給付等関係情報
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報
- 10 子ども医療費助成関係情報
子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報
- 11 年金給付関係情報
国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による年金である給付又は一時金の支給に関する情報
- 12 特別児童扶養手当等関係情報
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による特別児童扶養手当に支給又は障害児福祉手当の支給に関する情報
- 13 自立支援給付等関係情報
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給に関する情報

議案第 2 号

江差町税条例の一部を改正する条例について

江差町税条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 7 年総務省令第 8 5 号）の公布に伴い、江差町税条例を改正する必要があるため。

江差町税条例の一部を改正する条例

江差町税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「氏名」の次に「又は名称」を加え、「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」を削り、同条第4号中「氏名」の次に「又は名称」を加え、「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」を削る。

第36条の2第8項中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））」を加える。

第63条の2第1項第1号中「法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。））」を加える。

第89条第2項第2号中「個人番号をいう。」の次に「以下この号及び」を、「法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。））」を加える。

第139条の3第2項第1号中「法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。））」を加える。

第149条第1号中「個人番号をいう」の次に「。以下この号において同じ」を、「法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。））」を加える。

附則第1条第3号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

江差町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

江差町税条例の一部を改正する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成27年12月15日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

総務省からの正誤表の発出に伴い、江差町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるため。

江差町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

江差町税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項及び第12条第4項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第4号

平成27年度江差町一般会計補正予算（第9号）について

平成27年度江差町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ27,188千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,216,278千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年12月15日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成27年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額、その他変更をする必要が生じたことによる。

平成27年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	財産管理費	町有地法面崩落土砂等撤去	▲ 306					▲ 306	
総務費	企画費	地域おこし協力隊配置	▲ 2,238					▲ 2,238	
総務費	江差町議会議員選挙費	江差町議会議員選挙	▲ 661					▲ 661	
総務費	農業委員会委員選挙費	江差町農業委員会委員選挙	▲ 2,142					▲ 2,142	
民生費	社会福祉施設費	南が丘ふれあいセンター下水道接続	▲ 271					▲ 271	
民生費	社会福祉施設費	老人福祉センター屋内消火栓設備整備	▲ 506					▲ 506	
民生費	児童福祉施設費	柳崎児童館補修	▲ 383					▲ 383	
衛生費	保健衛生総務費	道立江差病院医師確保対策	▲ 4,250				▲ 4,250		
衛生費	予防費	母子保健(妊娠・出産期支援)	▲ 1,500					▲ 1,500	
衛生費	予防費	母子保健(定期予防接種)	▲ 3,500					▲ 3,500	
衛生費	予防費	各種がん検診推進	▲ 1,150					▲ 1,150	
農林水産業費	農業振興費	経営所得安定対策	▲ 1,000		▲ 1,000				
農林水産業費	農業振興費	農業経営基盤安定対策	▲ 2,986					▲ 2,986	
農林水産業費	治山費	陣屋町地区小規模治山	▲ 5,300		▲ 2,650	▲ 2,600		▲ 50	
商工費	自然公園管理費	海水浴場開設	▲ 594					▲ 594	
土木費	道路照明費	道路付属物(道路照明)点検	▲ 1,083	▲ 704				▲ 379	
土木費	住宅管理費	南が丘第2団地外壁等改修工事	▲ 819	▲ 410				▲ 409	

平成27年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
土木費	住宅管理費	町営住宅円山第3団地建替基本計画策定	▲ 497					▲ 497	
教育費	(小学校費)教育振興費	要保護児童等就学援助・特別支援教育就学奨励	▲ 900					▲ 900	
教育費	(小学校費)学校給食費	要保護生徒等就学援助・特別支援教育就学奨励(給食費)	▲ 1,100					▲ 1,100	
教育費	(中学校費)教育振興費	中体連等出場補助	▲ 400					▲ 400	
公債費	利子	公債費(利子)	▲ 3,500					▲ 3,500	
減額補正事業 計			▲ 35,086	▲ 1,114	▲ 3,650	▲ 2,600	▲ 4,250	▲ 23,472	
総務費	一般管理費	社会保障・税番号制度に対応するための人事給与システム改修	530					530	
総務費	一般管理費	公的個人認証タッチパネル導入	202					202	
総務費	企画費	生活交通バス路線維持費等補助	14,180					14,180	
総務費	企画費	檜山管内7町と東京都特別区との連携事業(移住定住等受入環境整備)	2,126	1,388				738	
総務費	企画費	ふるさと応援寄附金対策	7,255				5,000	2,255	
総務費	住民運動対策費	新栄デジタルテレビ中継局放送機用電源ユニット取替修繕	211					211	
総務費	戸籍住民登録費	個人番号カードに係る顔認証システム導入	401					401	
総務費	選挙管理委員会費	公職選挙法改正に伴う選挙人名簿調製システム改修	49	24				25	
民生費	社会福祉施設費	水堀コミュニティセンター非常放送設備改修	697					697	
民生費	社会福祉施設費	老人福祉センター加圧給水ポンプ修繕	454					454	
民生費	老人福祉費	権利擁護人材フォローアップ研修事業	119		119				

平成27年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
民生費	老人福祉費	後期高齢者医療広域 連合負担金	6,509					6,509	
民生費	老人福祉施 設費	ひのき荘施設管理(排 水設備修繕)	397					397	
土木費	住宅管理費	公営住宅維持管理	2,000					2,000	
土木費	住宅管理費	社会保障・税番号制度 に対応するための公 営住宅管理システム 改修等	1,944					1,944	
商工費	常備消防費	行政組合負担金(高規 格救急車整備)	0			4,400		▲ 4,400	財源更 正
教育費	(中学校費) 学校建設費	江差中学校グラウンド 等整備	0			8,000		▲ 8,000	財源更 正
公債費	元金・利子	町債任意繰上償還	25,200					25,200	
計			27,188	298	▲ 3,531	9,800	750	19,871	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		411,436	298	411,734
	2国庫補助金	91,453	298	91,751
14道支出金		307,369	3,531	303,838
	2道補助金	80,371	3,531	76,840
16寄附金		11,888	5,000	16,888
	1寄附金	11,888	5,000	16,888
17繰入金		59,167	4,250	54,917
	2基金繰入金	57,550	4,250	53,300
18繰越金		155,879	19,871	175,750
	1繰越金	155,879	19,871	175,750
20町債		464,097	9,800	473,897
	1町債	464,097	9,800	473,897
歳入合計		5,189,090	27,188	5,216,278

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		748,139	19,607	767,746
	1総務管理費	680,912	21,960	702,872
	3戸籍住民登録費	22,472	401	22,873
	4選挙費	22,971	2,754	20,217
3民生費		1,459,918	7,016	1,466,934
	1社会福祉費	1,246,894	7,399	1,254,293
	2児童福祉費	213,024	383	212,641
4衛生費		415,729	10,400	405,329
	1保健衛生費	415,729	10,400	405,329
6農林水産業費		180,620	9,286	171,334
	1農業費	91,043	3,986	87,057
	2林業費	40,258	5,300	34,958
7商工費		326,717	594	326,123
	1商工費	326,717	594	326,123
8土木費		396,492	1,545	398,037
	2道路橋梁費	149,980	1,083	148,897
	6住宅費	40,859	2,628	43,487
10教育費		521,838	2,400	519,438
	2小学校費	105,753	2,000	103,753
	3中学校費	155,071	400	154,671
11公債費		730,268	21,700	751,968
	1公債費	730,268	21,700	751,968
歳出合計		5,189,090	27,188	5,216,278

第2表 地方債補正

(変更)

単位：千円

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前	陣屋町地区小規模治山	9,900	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		7,300	同上	同上	同上
変更前	高規格救急車購入	16,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		21,100	同上	同上	同上
変更前	江差中学校旧校舎解体及びグラウンド等整備	64,800	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		72,800	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	411,436	298	411,734
14 道支出金	307,369	3,531	303,838
16 寄附金	11,888	5,000	16,888
17 繰入金	59,167	4,250	54,917
18 繰越金	155,879	19,871	175,750
20 町債	464,097	9,800	473,897
歳入合計	5,189,090	27,188	5,216,278

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	748,139	19,607	767,746	1,412		5,000	13,195
3民生費	1,459,918	7,016	1,466,934	119			6,897
4衛生費	415,729	10,400	405,329			4,250	6,150
6農林水産業費	180,620	9,286	171,334	3,650	2,600		3,036
7商工費	326,717	594	326,123				594
8土木費	396,492	1,545	398,037	1,114			2,659
9消防費	333,644	0	333,644		4,400		4,400
10教育費	521,838	2,400	519,438		8,000		10,400
11公債費	730,268	21,700	751,968				21,700
歳出合計	5,189,090	27,188	5,216,278	3,233	9,800	750	19,871

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
13 国庫支出金	411,436	298	411,734
2 国庫補助金	91,453	298	91,751
1 総務費国庫補助金	19,218	1,412	20,630
5 土木費国庫補助金	15,855	1,114	14,741
14 道支出金	307,369	3,531	303,838
2 道補助金	80,371	3,531	76,840
1 民生費道費補助金	15,537	119	15,656
3 農林水産業費道費補助金	36,226	3,650	32,576
16 寄附金	11,888	5,000	16,888
1 寄附金	11,888	5,000	16,888
1 寄附金	11,888	5,000	16,888
17 繰入金	59,167	4,250	54,917
2 基金繰入金	57,550	4,250	53,300
1 過疎地域自立促進基金繰入金	47,500	4,250	43,250
18 繰越金	155,879	19,871	175,750
1 繰越金	155,879	19,871	175,750
1 繰越金	155,879	19,871	175,750
20 町債	464,097	9,800	473,897
1 町債	464,097	9,800	473,897
2 農林水産業債	15,900	2,600	13,300
4 消防債	95,000	4,400	99,400
5 教育債	64,800	8,000	72,800
歳入合計	5,189,090	27,188	5,216,278

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
	3 選挙費補助金	24	選挙人名簿システム改修費補助
	4 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金	1,388	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型・上乘せ交付）
	1 道路橋梁費補助金	704	社会資本整備総合交付金（道路付属物点検）
	2 住宅費補助金	410	社会資本整備総合交付金（公営住宅長寿命化対策）
	1 社会福祉費補助金	119	権利擁護人材育成事業費補助
	1 農業費補助金	1,000	経営所得安定対策直接支払推進事業補助
	2 林業費補助金	2,650	小規模治山事業補助
	1 寄附金	5,000	ふるさと応援寄附金
	1 過疎地域自立促進基金繰入金	4,250	道立江差病院医師確保対策
	1 前年度繰越金	19,871	前年度繰越金
	1 林業債	2,600	小規模治山事業
	1 消防債	4,400	高規格救急車整備
	1 中学校施設整備事業債	8,000	江差中学校グラウンド等整備

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	748,139	19,607	767,746	1,412		5,000	13,195
1 総務管理費	680,912	21,960	702,872	1,388		5,000	15,572
1 一般管理費	486,678	732	487,410				732
5 財産管理費	84,526	306	84,220				306
6 企画費	69,204	21,323	90,527	1,388		5,000	14,935
8 住民運動対策費	6,057	211	6,268				211
3 戸籍住民登録費	22,472	401	22,873				401
1 戸籍住民登録費	22,472	401	22,873				401
4 選挙費	22,971	2,754	20,217	24			2,778
1 選挙管理委員会費	9,614	49	9,663	24			25
3 江差町議会議員選挙費	6,417	661	5,756				661

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
13	委託料	732	公的個人認証タッチパネル導入委託 社会保障・税番号制度に対応するための人事給与システム改修委託 202 530
15	工事請負費	306	町有地法面崩落土砂等撤去工事
3	職員手当等	200	住居手当
4	共済費	292	社会保険料
8	報償費	1,746	地域おこし協力隊員報償金
9	旅費	626	特別職旅費 職員旅費 107 519
11	需用費	2,305	消耗品費 修繕料（お試し暮らし住宅修繕） 1,305 1,000
12	役務費	145	通信運搬費
13	委託料	805	ふるさと応援寄附金事務委託等
18	備品購入費	500	お試し暮らし住宅家具ほか
19	負担金補助及び交付金	14,180	生活交通路線等維持費補助
25	積立金	5,000	ふるさと応援基金積立金
11	需用費	211	修繕料（新栄デジタルテレビ中継局放送機用電源ユニット修繕）
18	備品購入費	401	顔認証システム導入に係るハードウェア（パソコン、WEBカメラほか）
13	委託料	49	選挙人名簿調製システム改修委託
3	職員手当等	353	時間外勤務手当
11	需用費	288	消耗品費
12	役務費	7	通信運搬費
14	使用料及び賃借料	13	自動車借上料

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
4 農業委員会委員選挙費	2,238	2,142	96				2,142
3 民生費	1,459,918	7,016	1,466,934	119			6,897
1 社会福祉費	1,246,894	7,399	1,254,293	119			7,280
2 社会福祉施設費	19,375	374	19,749				374
3 老人福祉費	341,298	6,628	347,926	119			6,509
4 老人福祉施設費	170,561	397	170,958				397
2 児童福祉費	213,024	383	212,641				383
2 児童福祉施設費	5,329	383	4,946				383
4 衛生費	415,729	10,400	405,329			4,250	6,150
1 保健衛生費	415,729	10,400	405,329			4,250	6,150
1 保健衛生総務費	332,552	4,250	328,302			4,250	
2 予防費	68,951	6,150	62,801				6,150

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	292	投開票管理者・立会人等報酬
3	職員手当等	1,256	時間外勤務手当
9	旅費	29	委員旅費 投票管理者等旅費
11	需用費	456	消耗品費 食糧費 印刷製本費
12	役務費	89	通信運搬費 手数料 筆耕翻訳料
14	使用料及び賃借料	20	自動車借上料
11	需用費	454	修繕料（老人福祉センター加圧給水ポンプ修繕）
15	工事請負費	80	水堀コミュニティセンター非常放送設備改修工事 南が丘ふれあいセンター下水道接続等工事 老人福祉センター屋内消火栓設備設置工事
8	報償費	30	講師謝礼
9	旅費	75	講師旅費
11	需用費	9	消耗品費
12	役務費	5	通信運搬費
19	負担金補助及び交付金	6,509	後期高齢者医療広域連合負担金
11	需用費	397	修繕料（ひのき荘排水設備修繕）
15	工事請負費	383	柳崎児童館外壁改修工事
21	貸付金	4,250	道立江差病院医師研究資金貸付
11	需用費	1,500	医薬材料費

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
6 農林水産業費	180,620	9,286	171,334	3,650	2,600		3,036
1 農業費	91,043	3,986	87,057	1,000			2,986
2 農業振興費	26,702	3,986	22,716	1,000			2,986
2 林業費	40,258	5,300	34,958	2,650	2,600		50
3 治山費	20,000	5,300	14,700	2,650	2,600		50
7 商工費	326,717	594	326,123				594
1 商工費	326,717	594	326,123				594
7 自然公園管理費	17,338	594	16,744				594
8 土木費	396,492	1,545	398,037	1,114			2,659
2 道路橋梁費	149,980	1,083	148,897	704			379
2 道路照明費	23,000	1,083	21,917	704			379
6 住宅費	40,859	2,628	43,487	410			3,038
1 住宅管理費	40,859	2,628	43,487	410			3,038
9 消防費	333,644	0	333,644		4,400		4,400
1 消防費	333,644	0	333,644		4,400		4,400
1 常備消防費	306,356	0	306,356		4,400		4,400
10 教育費	521,838	2,400	519,438		8,000		10,400
2 小学校費	105,753	2,000	103,753				2,000
2 教育振興費	22,619	900	21,719				900

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
13	委託料	4,650	妊婦健診委託 1,500 定期予防接種委託 2,000 がん検診委託 1,150
19	負担金補助及び交付金	3,986	江差町地域農業再生協議会補助金（経営所得安定 対策直接支払推進事業補助金） 1,000 農業機械等導入助成 2,986
13	委託料	5,300	陣屋町地区小規模治山調査・測量・設計委託
14	使用料及び賃借料	594	重機借上料
13	委託料	1,083	道路付属物（道路照明）点検委託
11	需用費	2,000	消耗品費 200 修繕料（公営住宅修繕） 1,800
13	委託料	1,447	社会保障・税番号制度に対応するための公営住宅 管理システム改修委託 1,944 町営住宅円山第3団地建替基本計画策定等業務委 託 497
15	工事請負費	819	南が丘第2団地外壁及び屋根改修工事
			財源更正
20	扶助費	900	要保護・準要保護児童就学援助 650 特別支援教育就学奨励 250

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
3 学校給食費	3,413	1,100	2,313				1,100
3 中学校費	155,071	400	154,671		8,000		8,400
2 教育振興費	7,779	400	7,379				400
4 学校建設費	98,405	0	98,405		8,000		8,000
11 公債費	730,268	21,700	751,968				21,700
1 公債費	730,268	21,700	751,968				21,700
1 元金	641,785	25,141	666,926				25,141
2 利子	88,477	3,441	85,036				3,441
歳出合計	5,189,090	27,188	5,216,278	3,233	9,800	750	19,871

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
20	扶助費	1,100	要保護・準要保護児童就学援助 特別支援教育就学奨励 800 300
19	負担金補助及び交付金	400	中体連等出場派遣補助金 財源更正
23	償還金利子及び割引料	25,141	長期債任意繰上償還元金
23	償還金利子及び割引料	3,441	長期債償還利子 3,500 長期債任意繰上償還利子 59

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	長 等	2		14,952	5,109 4.10		177	5,626	25,864	4,183	30,047
	議 員	12	26,486		5,728 2.60				32,214	16,775	48,989
	その他の特別	211	21,118						21,118		21,118
	計	225	47,604	14,952	10,837		177	5,626	79,196	20,958	100,154
補正額	長 等										
	議 員										
	その他の特別		▲292						▲292		▲292
	計		▲292						▲292		▲292
補正後	長 等	2		14,952	5,109 4.10		177	5,626	25,864	4,183	30,047
	議 員	12	26,486		5,728 2.60				32,214	16,775	48,989
	その他の特別	211	20,826						20,826		20,826
	計	225	47,312	14,952	10,837		177	5,626	78,904	20,958	99,862

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	97		328,958	248,585	577,543	109,704	687,247	
補正額				▲1,609	▲1,609		▲1,609	
補正後	97		328,958	246,976	575,934	109,704	685,638	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	時間外手当	通勤手当	住居手当	児童手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	補正前	9,687	7,362	76,576	42,955	2,488	20,462	1,845	5,604	6,780
	補正額						▲1,609			
	補正後	9,687	7,362	76,576	42,955	2,488	18,853	1,845	5,604	6,780
	区 分	宿直手当	特殊勤務 手当	管理職特別 勤務手当	退職手当 組合負担金	備 考				
手 当 の 内 訳	補正前	1,533		510	72,783					
	補正額									
	補正後	1,533	0	510	72,783					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	▲1,609	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	▲1,609	選挙事務 ▲1,609	

(5) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
1 普通債	1,967,882	2,380,987	95,600	266,622	2,209,965	
(4) 農林水産業債	123,188	101,839	7,300	27,121	82,018	
(5) 商工債	12,475	11,165		11,165	0	
(9) 教育債	589,859	1,111,218		70,932	1,040,286	
4 その他	3,988,318	3,897,481	361,797	375,751	3,883,527	
(1) 過疎対策事業債	517,092	524,177	153,900	52,377	625,700	
(4) 財源対策債等	743,497	645,637	13,200	115,272	543,565	
合計	補正前の額	6,208,203	6,531,021	464,097	641,785	6,353,333
	補正額			9,800	25,141	▲ 15,341
	補正後の額	6,208,203	6,531,021	473,897	666,926	6,337,992

議案第5号

平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）について

平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,574千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,174,887千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年12月15日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、その他変更をする必要が生じたことによる。

平成27年度 特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	収納率向上 対策事業	収納率向上対策事業	2,212		2,207			5	
総務費	医療費適正 化対策事業 費	医療費適正化対策事 業	4,362		1,071			3,291	
計			6,574		3,278			3,296	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7道 支出 金		52,356	3,278	55,634
	2道 補助 金	43,452	3,278	46,730
11繰 越 金		1	3,296	3,297
	1繰 越 金	1	3,296	3,297
合 計		1,168,313	6,574	1,174,887

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
7 道 支 出 金	52,356	3,278	55,634
11 繰 越 金	1	3,296	3,297
歳 入 合 計	1,168,313	6,574	1,174,887

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
総務費	29,085	6,574	35,659	3,278			3,296
歳出合計	1,168,313	6,574	1,174,887	3,278	0	0	3,296

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
7 道支出金	52,356	3,278	55,634
2 道補助金	43,452	3,278	46,730
1 財政調整交付金	43,452	3,278	46,730
11 繰越金	1	3,296	3,297
1 繰越金	1	3,296	3,297
1 繰越金	1	3,296	3,297
歳入合計	1,168,313	6,574	1,174,887

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	特別調整交付金	3,278	特別調整交付金
1	繰越金	3,296	前年度繰越金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	29,085	6,574	35,659	3,278			3,296
4 対策事業費	0	6,574	6,574	3,278			3,296
1 収納率向上対策事業費	0	2,212	2,212	2,207			5
2 医療費適正化対策事業費	0	4,362	4,362	1,071			3,291
歳出合計	1,168,313	6,574	1,174,887	3,278	0	0	3,296

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
3	職員手当等	150	時間外勤務手当
7	賃金	804	事務補助員ほか
8	報償費	50	講師謝礼
9	旅費	218	職員旅費 48 講師旅費 170
11	需用費	30	燃料費
12	役務費	136	通信運搬費 40 広告料 49 手数料 47
14	使用料及び賃借料	824	滞納管理システム使用料 714 自動車借上料 110
4	共済費	526	社会保険料
7	賃金	3,634	レセプト点検員
9	旅費	108	職員旅費
11	需用費	84	消耗品費
12	役務費	7	通信運搬費
13	委託料	3	ジェネリック医薬品差額通知作成委託

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)		
補正前	長 等									
	議 員									
	その他の特別	12	75					75		75
	計	12	75					75		75
補正額	長 等									
	議 員									
	その他の特別									
	計									
補正後	長 等									
	議 員									
	その他の特別	12	75					75		75
	計	12	75					75		75

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	3		9,783	6,986	16,769	3,225	19,994	
補正額				150	150		150	
補正後	3		9,783	7,136	16,919	3,225	20,144	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	時間外手当	通勤手当	住居手当	児童手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	補正前	528	156	2,305	1,349	93	428	12		
	補正額						150			
	補正後	528	156	2,305	1,349	93	578	12		
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	管理職特別 勤務手当 (千円)	退職手当 組合負担金 (千円)	備 考				
内 訳	補正前				2,115					
	補正額									
	補正後				2,115					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分			
職 員 手 当	150	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	150	収納率向上対策	

議案第6号

平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,020,518千円とする。

（介護サービス事業勘定）

第2条 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算 介護サービス事業勘定」による。

平成27年12月15日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、その他変更をする必要が生じたことによる。

平成27年度 特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	居宅介護予防支援費	ケアプラン作成委託	780				780		
計			780				780		

第1表 歳入歳出予算補正 介護サービス事業勘定

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1サービス収入		3,808	780	4,588
	1介護予防費収入	3,808	780	4,588
歳入合計		5,473	780	6,253

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		5,473	780	6,253
	1施設管理費	5,473	780	6,253
歳出	合計	5,473	780	6,253

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 介護サービス事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1 サービス収入	3,808	780	4,588
歳入合計	5,473	780	6,253

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他		
総務費	5,473	780	6,253			780		
歳出合計	5,473	780	6,253	0	0	780	0	

(2) 歳入(介護サービス事業勘定)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 サービス収入	3,808	780	4,588
1 介護予防費収入	3,808	780	4,588
1 居宅介護予防サービス計画費収入	3,808	780	4,588
歳入合計	5,473	780	6,253

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 居宅介護予防サービス計画費収入	780	

(3) 歳出(介護サービス事業勘定)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	5,473	780	6,253			780	
1 施設管理費	5,473	780	6,253			780	
2 居宅介護予防 支援費	3,266	780	4,046			780	
歳出合計	5,473	780	6,253	0	0	780	0

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
13 委 託 料	780	ケアプラン作成委託

議案第7号

工事請負契約の一部変更について

平成27年第4回江差町臨時議会において第4号議案として議決を経た工事請負契約の一部について次のとおり変更したいため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 江差中学校グラウンド整備工事 |
| 2 工事場所 | 檜山郡江差町字陣屋町無番地 |
| 3 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 前田・宏栄経常建設共同企業体
代表者 檜山郡江差町字豊川町168番地1
株式会社 前田組
代表取締役 前田 憲 男 |
| 5 契約の金額 | 変更前 91,584,000円
変更後 93,290,400円 |

平成27年12月15日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付す契約が予定価格50,000,000円以上の工事請負契約の議決をいただいた工事請負契約の一部を変更するため。

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 若 濱 博
([REDACTED])

平成27年12月15日提出

江差町長 照 井 誉之介

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 松 村 俊 昭
([REDACTED])

平成27年12月15日提出

江差町長 照 井 誉之介

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 植 木 やす子
([REDACTED])

平成27年12月15日提出

江差町長 照 井 誉之介